資
 料

 No. 2

 環境部

 平成24年6月14日

# 葛飾区地球温暖化対策実行計画の策定について

## 【葛飾区地球温暖化対策実行計画】

葛飾区では、区民・事業者・区等が一体となって区域全体の温室効果ガスの排出を抑制していくための「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」及び区の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制のための様々な取組みや目標を定めた「第3次葛飾区環境行動計画」を推進している。

平成20年の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、区域全体の計画についても削減目標等を定める実行計画とすることになったため、今年度、葛飾区においても、これまでの「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」を「葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」として、また、次期「葛飾区環境行動計画」を「葛飾区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(仮称)として策定する。

	区域施策編	事務事業編
改正前の名称	葛飾区地球温暖化対策地域推進計画	第3次葛飾区環境行動計画
改正後の名称	葛飾区地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	葛飾区地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) (仮称)
根拠法	地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条第2項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第20条の3
策定義務	努力義務	義務
目的	地方公共団体の区域の温室効果ガスの 排出削減を図るため	地方公共団体の事務事業に伴う温室 効果ガスの排出削減を図るため
行動主体	区民、事業者、区等	区職員

#### 【区域施策編】

## 1 策定の背景

国では京都議定書採択を受け「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定した。平成 17年には、京都議定書の目標を達成させるために「京都議定書目標達成計画」を定め、温 室効果ガスを基準年度比(1990年)6%削減の目標達成に向けた基本的な方針を示した。

その後の平成20年には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正により、地方公共 団体に対して、区域全体の自然的社会的条件に応じた施策について地球温暖化対策実行計画 に盛り込むことが、指定都市、中核市、特例市について義務づけられた。また、同年に閣議決定された「低炭素社会づくり行動計画」において、2050年の長期目標として、現状から温室効果ガス排出の60~80%削減を行うことが目標とされ、国の取組みだけでなく、地方自治体の積極的な取組みも重要性を増した。

葛飾区では、「葛飾区環境基本計画」の基本目標を具体化し、区民・事業者・区等が具体的に地球温暖化対策の取組みを実践していくための「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」を 平成20年に策定し、5年間の計画として区域全体の温室効果ガス削減を推進してきた。

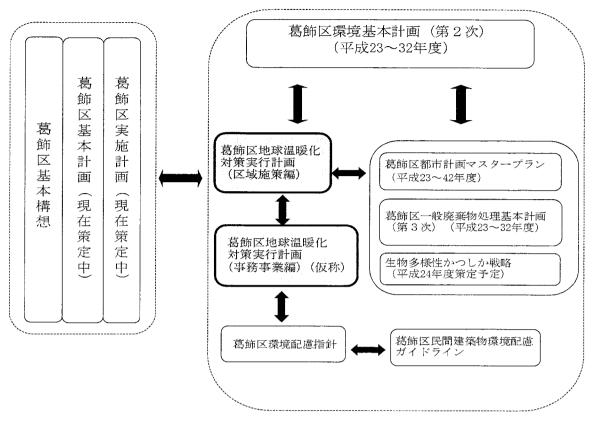
このような状況の中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による電力需給のひっ迫を契機に、国では「エネルギー基本計画」の見直しを始め、葛飾区においても、現在策定中の「新基本計画」において「再生可能エネルギーの創出」を重要プロジェクトの一つとしており、再生可能エネルギーの導入による節電対策や、省エネルギー対策などをより一層推進していくこととなった。

今回の「葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」は、これらの実情を踏まえたうえで、区民・事業者・区等すべての主体が、葛飾区の特色や特性を考慮し、温室効果ガスの排出抑制に向けて総合的・計画的な対策を講じ、地方自治体として積極的で具体的な取組みを進めていくことを目的として策定する。

#### 2 計画の位置づけ

葛飾区では平成23年に「葛飾区環境基本計画(第2次)」を策定し、「人と自然が共存できる環境を未来へつなぐまち・かつしか」を基本理念とし、基本目標等を定めている。この環境基本計画上の基本目標を具体化し、区の行動指針となる取組みを明らかにするとともに、区民・事業者・区等が一体となって地球温暖化対策を総合的に推進していくためのものとする。

現状の温室効果ガスの排出量を把握・分析し、将来推計をした上で削減目標を設定し、その削減目標を達成するための具体的な対策・施策を立案する。



#### 3 計画の概要

- (1)計画の内容(案)
  - ①計画策定の背景・位置づけ
  - ②温室効果ガス排出量の現況推計
  - ③目標設定(短期·中期·長期)
  - ④対策・施策の立案
  - ・再生可能エネルギーの利用促進
  - ・区域の事業者、区民の活動促進(事業者や家庭での温室効果ガス削減対策)
  - ・地域環境の整備及び改善(都市計画、緑化推進等)
  - ・循環型社会の形成
  - ⑤推進体制,進捗管理

#### (2) 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

#### (3) 策定の体制等

①葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会の設置

学識経験者、関係する地域団体、事業者、区民、学校関係者、区職員により構成する「葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会」を設置する。

本策定委員会で策定した計画案は、区長を本部長とする「葛飾区環境行動推進本部」に 報告され、同推進本部幹事会・本部会において内容を審議、決定する。

なお、計画策定後は、地球温暖化対策推進法に基づく葛飾区地球温暖化対策地域協議会 (※)において、計画の推進・点検等を行う。

- ※ 葛飾区地球温暖化対策地域協議会は、区民・事業者・区等で構成され、「葛飾区地球温暖化対策地域推進計画」の推進と点検等のために、平成20年に発足した。温暖化対策に協働で取り組み、日常生活における温室効果ガスを削減していく取組みを行っている。
- ·開催期間 平成24年6月(策定依頼)~平成25年2月(報告)
- ・開催回数 5回
- 開催内容

第1回計画の策定について、現計画の推進実績、排出状況24年 6月第2回将来推計、排出削減の目標設定、重点施策等について24年 7月第3回素案①素案提示・推進方法と進行管理、事業案24年 8月第4回素案②素案最終確認24年11月第5回最終確認区民意見報告、とりまとめ25年 2月

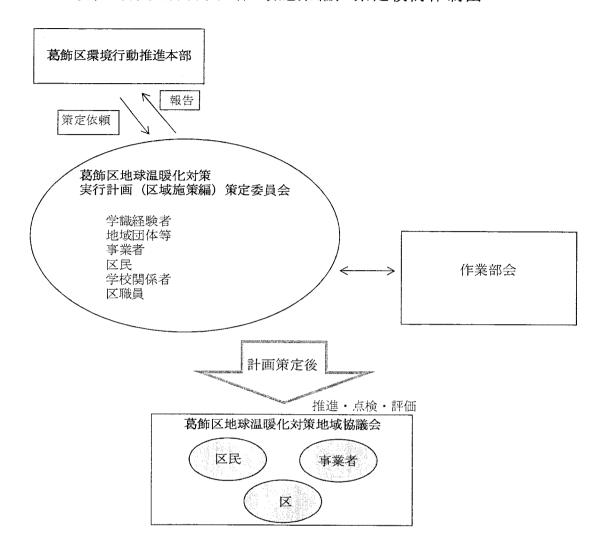
#### ・メンバー 合計31人

学識経験者2人区関係団体推薦者・事業者・区民19人学校関係職員2人区職員8人

#### ② 庁内検討組織の設置

係長級職員等による作業部会を設置し、計画策定に係わる検討を行う。

# 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定検討体制図



### ③ 区民参画機会の確保

区民等と協働して策定する計画とするため、以下の手法により区民等の参画を得ることとする。

- ・葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定委員会への区民の参加
- パブリックコメントの実施

## 【事務事業編】

### 1 策定の背景

平成11年度に、区の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組むことを目的として、法によって義務付けられた「地球温暖化対策実行計画」としての性格を併せ持つ「葛飾区環境行動計画」を策定し、現在も「第3次葛飾区環境行動計画」(計画期間:平成20年度~平成24年度)として、推進している。

平成24年度は、この「第3次葛飾区環境行動計画」についても改定の年にあたり、区も自ら大規模事業者としての環境経営の視点を持って、「葛飾区地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」との整合を図り、第4次葛飾区環境行動計画にあたる「葛飾区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(仮称)を策定する。

#### 2 計画の概要

- (1) 計画の内容(案)
  - ①計画の目的、期間等の基本的事項
  - ②温室効果ガスの総排出量の把握 (区施設全体)
  - ③目標設定、取り組み項目
  - ④推進体制·進捗管理

#### (2) 計画期間

平成25年度から平成29年度までの5年間

#### (3) 策定の体制等

「葛飾区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の庁内検討組織である作業部会において、「葛飾区地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(仮称)についても検討を行う。 検討結果について、葛飾区環境行動推進本部幹事会・本部会において内容を審議、決定する。